

(別記 4)

かんしょ重要病害虫対策事業

第 1 事業の内容

本事業は、重要病害虫の防除を目的とした、次に定める取組に必要な経費を助成するものとする。

1 サツマイモ基腐病対策

サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する経営体が行う当該病害の防除のための以下の取組に係る経費の一部を助成するものとする。

(1) ほ場の残渣処理

サツマイモ基腐病が発生したほ場における次期作についての当該病害のまん延リスクを最小限に抑えるため、当該病害に感染したつる、塊根その他の残渣を処理するための処理場所までの輸送費及び処理費。なお、処理費には腐熟促進剤の購入を含む。

(2) ウイルスフリー苗及び健全な種いもの利用

ウイルスフリー苗（ウイルスフリー苗から増殖された苗を含む。）及びサツマイモ基腐病に罹病していない種いもの購入費（補助の対象となる種いもの購入量は、作付面積 10a に対して 80 キログラム、価格は、キログラム当たり 270 円を上限とする。）並びに他地域からの輸送費並びに健全な種苗の増殖に係る当該病害未発生ほ場の借上費。

(3) 苗及び苗床の消毒

健全なかんしょ苗を生産することを目的として、当該苗及び苗床を消毒するために必要な薬剤等の購入費。

(4) 種いも及び苗の罹病検査

次期作に使用する種いも及び苗がサツマイモ基腐病に感染していないことを確認するための検査費。

(5) トンネル栽培等早期栽培の推進

かんしょの梅雨明け後の栽培期間の短縮を目的に、令和 7 年 3 月 15 日までに植付けを行う早期栽培に必要なトンネル用資材の購入費。

(6) 防除用機械の導入

重要病害虫対策を図るために農業機械等を導入又はリース導入する場合に必要な経費。

ア 事業の対象となる農業機械等

(ア) 防除用機械

(イ) マルチャー

(ウ) 深耕プラウ（概ね 60 センチメートル以上の反転耕が可能なものに限る。）

(エ) 整地用機械（ロータリーを除く。）

(オ) レーザーレベラー

(カ) 乗用トラクター

(キ) 蒸熱処理装置

イ アの(イ)については(ア)と、(エ)については(ウ)と併せて導入するものに限る。

ウ アの(カ)の導入については、以下に掲げる要件を全て満たす場合に限るものとする。

(ア) 専らサツマイモ基腐病の防除に係る取組に使用すること。

(イ) アの(ウ)、(エ)又は(オ)をけん引するためのものであり、これらの機械と併せて導入すること。

(ウ) 導入に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。

(エ) 乗用トラクター規格が、導入を予定する機械に対して適切なものであること。

(7) 薬剤の散布

サツマイモ基腐病の防除効果があるとして農薬登録された薬剤の購入費及び散布を委託した場合の委託費。

(8) 堆肥の散布

堆肥の購入費及び散布を委託した場合の委託費

(9) かんしょ輪作体系の構築の推進

サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を有する地域が、サツマイモ基腐病の密度を低減させ、持続的なかんしょ生産の実現を目指すため、第3の5の(1)に定めるかんしょ輪作計画を作成し、かんしょを組み入れた輪作体系(かんしょの栽培の前年又は翌年に地域における一般的なかんしょ作付期間において、かんしょ以外の作物を1年以上栽培する輪作体系をいう。以下「かんしょ輪作体系」という。)の構築に取り組み、当該計画に位置付けられた農業者等が当該計画に基づいてかんしょ輪作体系を新たに導入する場合に必要な以下に掲げる経費。

また、本取組の支援対象期間は、最大3年間とする。

なお、本取組については、(10)の取組と併せて実施することができるものとする。

ア かんしょ輪作体系の導入に要する経費

地域かんしょ輪作計画に位置付けられた輪作作物を栽培するに当たって必要な経費を支援する。

(ア) かんしょを作付けする場合

輪作体系の中で、以下の防除対策に取り組みながら、かんしょを栽培する取組に係る以下の経費を支援する。

i 苗・苗床の消毒及び排水対策に係る労務費

ii トンネル栽培等早期栽培に係る労務費

iii 土壌消毒に使用する薬剤費、被覆資材費及び土壌消毒に係る労務費

なお、当該経費の支援対象は、サツマイモ基腐病抵抗性品種（サツマイモ基腐病抵抗性「やや強」以上を有する品種をいう。）の栽培に限定し、かんしょ輪作体系に新たに取り組むほ場であって、かんしょの初回の栽培に係る経費のみを支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする）。

(イ) かんしょ以外の作物を作付けする場合

輪作体系の中で、かんしょ以外の作物を栽培する取組に係る経費を支援する。

なお、当該経費の支援対象は、かんしょを組み入れた輪作体系に新たに取り組むほ場であって、当該作物の初回の栽培に係る経費のみを支援することとする（既にかんしょ及びかんしょ以外の作物の輪作を実施しているほ場は対象外とする。）。

イ かんしょ輪作計画に定めるかんしょ以外の作物の導入に当たって追加的に必要な農業機械の導入又はリース導入に係る経費（トラクターについては、輪作対象作物の生産に追加的に必要な作業機械を牽引する必要がある場合のみ対象とする。）

ウ かんしょ輪作計画に定める輪作体系の実施に必要な作業委託に係る経費

(10) サツマイモ基腐病被害軽減対策の実証

サツマイモ基腐病の被害軽減が期待される生産資材の導入や輪作の実施等の防除対策の実証に必要な以下に掲げる経費のうち別表2に掲げる経費を補助する。

ア 実証計画の作成、進捗状況及び成果の把握、分析等に係る経費並びに検討会の開催に係る経費

イ 産地段階での生産規模・作業体系等を想定した防除技術の確立のための実証に係る経費

ウ 成果報告会やマニュアルの作成等実証成果の普及に係る経費

(11) 被害が著しいほ場への対策

サツマイモ基腐病のまん延により、被害が著しいほ場に使用する以下の資材等について支援する。

ア 土壌消毒

土壌消毒のための薬剤（殺センチュウ剤を除く。）の購入費

イ 被覆資材の導入

土壌消毒に使用する被覆資材（生分解性マルチを除く。）の購入費

ウ 他作物への転換

被害が著しいほ場について、当該被害発生翌年産において、当該ほ場が所在する地域における一般的なかんしょ作付期間にかんしょ以外の作物を栽培

しサツマイモ基腐病菌の密度を低減する取組（かんしょの再作付けを目的とするものに限る。）に係る経費

なお、被害が著しいほ場とは、令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち同年産の単位面積当たり収量が、サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量に比べ、3 割以上減少したほ場とし、被害が著しいほ場面積は、次に掲げる計算式により算定するものとする（以下同じ）。

- ・ サツマイモ基腐病の被害が発生していない直近の年産の単位面積当たり収量（A）

経営体ごとのかんしょ総出荷量（全ての用途）をかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・ 令和 6 年産の単位面積当たり収量（B）

サツマイモ基腐病が発生したかんしょほ場の総出荷量（全ての用途）を当該ほ場のかんしょ総作付面積で除した単位面積当たり収量

- ・ 被害が著しいほ場面積

$1 - (B \div A) = 0.3$ 以上の経営体のうち、B を算定した際に用いたほ場のかんしょ総作付面積

※B から算出される被害割合は、ほ場ごとに算定することを基本とするが、ほ場ごとの算定が困難な場合については、経営体全体での算定も可とする。

(12) 交換耕作の推進

ア 交換耕作の取組

(ア) 令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場を耕作した農業者が、当該ほ場では令和 7 年産のかんしょ栽培を行わず、専らかんしょを作付けしていない農業者から 3 年以上かんしょを作付けしていないほ場を借受して、サツマイモ基腐病の対策を行いつつ令和 7 年産のかんしょを栽培するために要する経費を補助する。

(イ) 補助対象面積は、令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が著しいほ場面積と当該ほ場を耕作した農業者が専らかんしょを作付けしていない農業者との間で新たに賃借契約等を締結したほ場での令和 7 年産のかんしょ栽培面積のいずれか小さい面積とする。

イ 交換耕作体系確立のための体制整備

地域で交換耕作を進めるために必要な以下に掲げる経費のうち別表 2 に掲げる経費を補助する。

(ア) 農業者に対する交換耕作意向調査に係る経費

(イ) 地域における話し合いを行うための会合の開催に係る経費

(ウ) 交換耕作の展示ほの設置等農業者の研修会の開催に係る経費

(エ) 先進地の取組調査に係る経費

(オ) 交換耕作計画の作成に係る経費

(13) 継続栽培

ア 令和 6 年産においてサツマイモ基腐病の被害が発生したほ場を耕作する農業者が、令和 7 年産におけるサツマイモ基腐病の対策を行いつつ、当該農業者が保有等する農地において令和 7 年産のかんしょ作付けを継続するために要する経費を補助する。なお、取り組むことができる農業者は、以下の全てを満たす者とする。

(ア) 令和 6 年産における被害発生ほ場の割合が、当該地域におけるかんしょ作付面積全体の 5 割以上の県又は市町村において、作付けを行っているもの。

(イ) サツマイモ基腐病対策を行い（枕畝の廃止等排水対策は必ず実施）、令和 7 年産の作付けを行うもの。

(ウ) 加工業者等との植付前の出荷契約を締結するもの。

(エ) 収入保険に加入しているもの又は共済組合等と連携して農業者への個別説明による収入保険の加入促進を行う市町村・農協等の管内に所在し、収入保険に関する説明を受けた旨の確認書を別記様式 1 号別添別紙 2 により作成し事業実施主体に提出するもの。

イ 補助対象面積は、令和 6 年産の被害発生ほ場面積と加工業者等と植付前に出荷契約を締結した面積のいずれか小さい面積とする。

2 重要病虫害特別対策

1 のほか、本取組の対象となる重要病虫害及びその防除に関する取組の具体的内容は、農産局長が別に定めるものとする。

第 2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、以下に掲げる者とする。

(1) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、以下に掲げる者をいう。）

ア 農業協同組合

イ 農業協同組合連合会

ウ 農事組合法人

エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ 特定農業法人及び特定農業団体

カ その他農業者の組織する団体

(2) かんしょでん粉製造事業者

(3) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体

(4) かんしょ加工品製造事業者

(5) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

2 事業実施主体は実施要領第 3 に定めるもののほか次に定める基準を満たすものとする。

第1の1の(6)、(9)及び(10)において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、受益戸数が3戸以上又は受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。)の常時従事者(原則年間150日以上従事する者)をいう。以下同じ。)が5名以上であること。

- 3 1の(5)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。
- 4 実施要領第5の2の(2)において定めるチェックシートについては、1の(1)は別記様式第10号ー4(農業経営体向け)、その他の場合は別記様式第10号ー5(民間事業者・自治体等向け)を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物、対象地域

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。)の区域内にあって、かつ、サツマイモ基腐病の発生している地域とする。ただし、第1の2の取組に係る事業実施地区については、農産局長が別に定めるものとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる(1)及び(2)の目標から1つ以上設定することとする。ただし、第1の1の(9)及び(9)と併せて実施する場合の(10)の取組については、(3)に掲げる目標とする。

(1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加

(2) かんしょ作付面積全体に占める重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10ポイント以上削減

(3) かんしょ輪作計画に位置付けられた事業開始年度が同じ農業者グループのかんしょ平均単収が事業実施前に比べ5%以上増加

3 目標年度

目標年度は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される年度とする。

ただし、第1の1の(6)、(10)(第1の1の(9)と併せて実施する場合を除く。)及び(12)のイの事業については事業実施年度の翌々年度、第1の1の(11)のウの事業については再作付けされたかんしょが収穫される年度とし、複数の取組を行う場合は、事業の対象として作付けされたかんしょが収穫される最終年度とする。また、第1の1の(9)及び(9)と併せて実施する場合の(10)の事業の目標年度は、事業開始年度から4年目から6年目までの3か年平均とする。

4 事業実施計画の採択要件

(1) 取組の内容が、事業の目的に合致したものであること。

(2) 取組の内容が、2の成果目標の達成に直結するものであること。

- (3) 取組の内容が、かんしょの生産性向上に寄与すると認められること。
- (4) 事業が実施されることが確実と見込まれること。
- (5) 事業費に、補助対象外の経費が含まれていないこと。
- (6) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (7) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (8) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

- (9) トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、API を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を整備している、又は事業実施年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定するとともに「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和 6 年 9 月 24 日付け 6 農産第 2268 号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによることとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）

5 実施基準及び要件等

- (1) 第 1 の 1 の（9）の取組については、以下に基づいて実施するものとする。

ア 事業実施主体は、事業実施計画書の提出時に、地域で導入しようとするかんしょを組み入れたかんしょ輪作計画（別記様式 1 号別添別紙）を添付し、かんしょ輪作計画に基づき第 1 の 1 の（9）の取組を行うものとする。

ただし、第 1 の 1 の（9）及び（10）の取組を一体的に実施し、（10）の地域の関係者等が参画した検討会においてかんしょ輪作計画を作成する場合は、事業実施計画書の提出時は、かんしょ輪作計画の案を添付し、（10）の検討の中でかんしょ輪作計画を確定させることとする。

イ かんしょ輪作計画には、かんしょ輪作体系の内容（対象作物、栽培期間等）、かんしょ輪作体系を導入する地域、運営体制、本事業に取り組む農業者情報等

を記載することとし、計画期間は原則3年間とする。

ウ かんしょ輪作計画に位置付けられ、本事業に取り組む農業者は、事業実施期間中に当該計画のかんしょ輪作体系を1周期実施し、本事業終了後、目標年度までに2周期以上を実施することを必須とする。また、目標年度以降もかんしょ輪作体系の実施に努めることとする。

エ 本事業によるかんしょ輪作の効果を適切に評価するため、かんしょ輪作計画に位置付けられた農業者の平均単収の評価は、事業開始年度が同じ農業者グループ単位とする。このため、事業開始年度が同じ農業者グループにおける事業実施期間途中の構成員及びほ場の変更は、天災や事故等の本人の責に寄らない理由を除き、原則認めないものとする。なお、やむを得ない理由で構成員、ほ場等の変更が生じた場合は、変更理由の付記及び変更箇所を明記した上でかんしょ輪作計画の変更届を九州農政局事業担当課に提出するものとする。

オ 事業実施主体は、かんしょ輪作計画に基づき、農業者、農業者団体、試験研究機関、行政機関等の地域の関係者と連携して、輪作導入の実証、運営体制の検証、分析、改善等に取り組み、当該地域へのかんしょ輪作体系が定着するよう努めることとする。

カ 事業実施主体は実施要領第8の事業評価時に、評価シートに輪作計画の実績（輪作体系の導入状況、かんしょ生産量の推移等）、効果（サツマイモ基腐病の被害軽減、生産性向上等の状況）等に係る資料を添付して提出するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 本事業の補助率については次のとおりとする。

(1) 第1の1の(1)から(8)の取組

事業に要した経費の1/2以内とする。

(2) 第1の1の(9)の取組

アの(ア)のiの取組は、10a当たり5,000円、ii及びiiiの取組は、10a当たり10,000円とする。

アの(イ)の取組は、作付面積10a当たり10,000円とする。なお、第1の1の(11)のウの取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

イ、ウの取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。

(3) 第1の1の(10)の取組

事業に要した経費の10/10以内とする。

(4) 第1の1の(11)の取組

ア及びイの取組は、事業に要した経費の1/2以内とする。

ウの取組は、かんしょ以外の作物の作付面積10a当たり30,000円とする。なお、第1の1の(9)のアの(イ)の取組の支援を受ける場合は、本取組の補助対象外とする。

(5) 第1の1の(12)の取組

アの取組は、10a 当たり 30,000 円とする。

イの取組は、事業に要した経費の 10/10 以内とする。

(6) 第1の1の(13)の取組

令和6年産において、サツマイモ基腐病の被害が発生したほ場のうち、被害が著しいほ場については 10a 当たり 20,000 円、それ以外のほ場については 10a 当たり 10,000 円とする。

(7) 第1の2の取組

農産局長が別に定めるものとする。

2 第1の1の(6)、(9)及び(10)の取組において農業機械等の導入又はリース導入を行う場合は、次の基準により補助する。

(1) 補助率は1/2以内とし、リース導入の場合は、リース物件購入価格（消費税抜き）の1/2以内とする。

(2) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(3) 原則、新品であること。ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(4) 本事業においては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57 予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

(5) 次の取組に係る経費は、補助対象としないものとする。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

イ 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）に係る経費

ウ 国の他の補助金等を受けた（又は受ける予定の）経費

(6) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 導入及びリース導入共通の留意事項

(ア) 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最小限なものであること。

(イ) 導入等する農業機械等は、既存の農業機械等の代替となる同種・同能力のもの（いわゆる更新）ではないこと。

(ウ) 農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

- (エ) 導入等する農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (オ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該農業機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (カ) 受益農家戸数又は受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに受益農家又は受益農業従事者を募ること等により、3戸又は5名以上となるように努めるものとする。
- (キ) 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
- (ク) 農業機械等の導入又はリース導入を行う事業実施主体は、後継者が確保されているなど、事業の継続性が担保されていること。
- (ケ) スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。
- (コ) 本事業では農機が取得する位置情報及び作業時間等に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、農林水産省の補助事業等を活用してトラクターを購入またはリース・レンタルする場合は、API※を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。
 - ※ API（Application Programming Interface）とは、複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要な仕組みのこと。
 - ※ なお、トラクターのメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象に当たらない。
- (サ) 本事業で導入する農業機械等については、「補助事業等によって導入する農業機械の選定について」（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによる。
- (シ) 本事業により導入した農業機械等については、本事業名等を表示するものとする。

イ 農業機械等を導入する場合の留意事項

- (ア) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (イ) 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付等要綱第25第3項に定める財産管理台帳を地方農政局長等に提出するものとする。地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳に基づき、財産処

分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(ウ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

b 事業実施主体が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費

c 賃借契約は、書面をもって行うこととする。なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合の留意事項

(ア) 農業機械等のリース期間は、事業実施年度から目標年度の間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) リース料助成額については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあつては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

リース料助成額＝リース物件購入価格（消費税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×助成率（1／2以内）

リース料助成額＝（リース物件購入価格（消費税抜き）－残存価格）
× 助成率（1／2以内）

(ウ) 事業実施主体は、本事業について交付決定を受けた後に、リース事業者は機械を納入する事業者を、一般競争入札の実施又は複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。なお、リース事業者の選定にあつては、一般競争入札等の実施により事業費の低減に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定結果及びリース契約に基づき機械を導入し、地方農政局長等に対し補助金の申請を行う場合は、借受証及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(オ) 事業実施主体は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定することができるものとする。

- 3 第1の1の(1)から(8)、(10)（(9)と一体的な取組を除く）、(11)のイ及び(12)及び(13)については、令和7年産のかんしょ作付けに向けた取組とする。
- 4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。
- 5 第1の1の(10)及び(12)のイの取組による成果物（収穫物）の有償での配布又は目的に反した利用・配布は原則行わないこととする。ただし、本取組による栽培実証ほの収穫物について、成分分析・評価等に応じないものが生じ、かつ、それらについて廃棄等による処分に追加の経費が必要な場合は、それらを本実証ほを管理する農業者等に帰属させ有償での配布等をできるものとする。
- なお、この場合、第1の1の(10)のイ及び(12)のイの（ウ）に係る経費のうち生産資材費については、実証目的とは直接関係なく当該作物の栽培に一般的に要する資材に係るものの補助率を1/2以内とする。
- 6 本事業は、次期作に向けた調整作業に時間を要し、かつ、緊急性が高いことから、令和6年産におけるサツマイモ基腐病が発生したほ場において収穫作業が行われた日以降の取組についても、交付決定前着手届の提出及び交付申請書に着手年月日を記載等の手続きにより、支援の対象とすることができるものとする。
- 7 事業実施主体は、事業が適正に行われたことが確認できる資料（伝票、領収書、写真等）を保管するものとし、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に当該資料を求めることができるものとする。
- 8 次に掲げる取組に要する経費は、補助対象外とする。
- (1) 第1の1の(1)については、ほ場残渣と分別したポリマルチの処理費用
 - (2) 第1の1の(9)、(10)、(11)のウ及び(12)の取組でかんしょを作付けしないほ場は、第1の1に掲げる(1)、(9)、(10)、(11)のウ及び(12)を除く全ての取組
 - (3) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
 - (4) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしているかんしょを対象とする取組
 - (5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の規定に基づくでん粉原料用いも交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
 - (6) 事業実施主体の自己資金又は既に完了している取組
 - (7) 自家労賃の補てんに当たる取組
 - (8) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
 - (9) 補助対象経費に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 9 機械の納入に当たっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」第1の6の(2)のイ 本対策における利益等排除について準用するものとする。

第5 事務手続

1 募集方法等

- (1) 農産局長は、本事業の事業実施主体を選定するための公募を行おうとする場合は、あらかじめ、事業公募要領を委員会に諮るものとする。
- (2) 地方農政局長等は、当該公募の実施により、応募者から提出のあった事業実施計画について、事業公募要領に基づき、内容等を審査した上で、農産局に提出するものとする。

なお、応募者は、事業実施計画の提出を行う場合、あらかじめ、応募者の主たる受益地区が所在する県又は市町村と調整を図るものとする。

- (3) 農産局長は、(2)により地方農政局等から提出された事業実施計画について、取組の内容及び成果目標が妥当であるか等について、委員会に意見を求め、採択優先順位の高い順に、予算の範囲内で補助金を交付することが妥当と認められる者を選定し、その審査結果を地方農政局長等に通知するものとする。

なお、委員会による指摘等がある場合は、応募者に指示し、指摘等を反映した事業実施計画を提出させることができることとするが、この場合にあっては採択優先順位の変更は行わないものとする。

- (4) 地方農政局長等は、(3)による委員会の審査結果について、応募者に対して通知するものとする。

2 事業実施計画の作成及び提出

1により、地方農政局長等より補助金を交付することが妥当と認められた事業実施主体は、別記様式1号別添により事業実施計画を作成し、地方農政局長等に交付等要綱第7第1項に定める交付申請書と併せて提出するものとする。

第6 その他

- 1 事業実施主体は、購入したマルチを使用する農業者に対し、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針(平成7年10月23日食品流通局長通知)」に基づき、使用済マルチを適正に処理するよう指導するものとする。
- 2 以下により実施した事業の事業実施状況の報告及び事業実施結果の評価に係る手続きについては、本事業実施要領の第7及び第8の規定を準用するものとする。
 - (1) 甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業実施要綱(平成31年2月7日付け30政統第1726号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業実施要綱(令和2年1月30日付け元政統第1464号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 甘味資源作物生産性向上緊急対策事業実施要綱(令和3年12月20日付け3農産第1810号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領(令和4年12月6日付け4農産第3254号農林水産省農産局長通知)
 - (5) 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業実施要領(令和6年1月10日付け5農産第3220号農林水産省農産局長通知)